

平成 2 4 年

第 3 回市議会定例会 議案第 1 3 号

函館市が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物  
の規制に関する条例の一部改正について

函館市が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関  
する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 9 月 4 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物  
の規制に関する条例の一部を改正する条例

函館市が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関  
する条例（昭和 5 7 年函館市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。  
別表第 1 第 2 号を次のように改める。

(2) 次に掲げる構築物であつて、その床面積の合計が 1 0 , 0 0 0 平  
方メートル以下のもの

ア 卸売展示施設（荷さばき施設または保管施設に附属するものに  
限る。）

イ アに掲げる構築物の附帯施設

別表第 1 中第 8 号を第 1 1 号とし、第 7 号を第 1 0 号とし、第 6 号を  
削り、第 5 号を第 6 号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

(7) 旅館およびホテル（これらのうち風俗営業等の規制及び業務の適  
正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 6 項第  
4 号の規定に該当するものを除く。別表第 4 において同じ。）なら  
びにこれらの附帯施設

(8) 次に掲げる構築物であつて、その床面積の合計が 3 , 0 0 0 平方  
メートル未満のもの

ア 飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第  
2 条第 1 項の規定に該当するものを除く。別表第 3 から別表第 5

までにおいて同じ。)

イ 船舶用品の販売業その他市長が指定する物品販売業の用に供する店舗

ウ アおよびイに掲げる構築物の附帯施設

(9) 次に掲げる構築物であつて、その床面積の合計が1,000平方メートル以下のもの

ア 日用品の販売業その他市長が指定する物品販売業の用に供する店舗

イ アに掲げる構築物の附帯施設

別表第1中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 流通加工施設およびその附帯施設

別表第2第7号を次のように改める。

(7) 次に掲げる構築物であつて、その床面積の合計が3,000平方メートル未満のもの

ア 船舶用品の販売業の用に供する店舗

イ アに掲げる構築物の附帯施設

別表第2中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 次に掲げる構築物であつて、その床面積の合計が1,000平方メートル以下のもの

ア 日用品の販売業の用に供する店舗

イ アに掲げる構築物の附帯施設

別表第3第10号を次のように改める。

(10) 次に掲げる構築物であつて、その床面積の合計が3,000平方メートル未満のもの

ア 飲食店

イ 船舶用品の販売業の用に供する店舗

ウ アおよびイに掲げる構築物の附帯施設

別表第3中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10

号の次に次の 1 号を加える。

(11) 次に掲げる構築物であつて、その床面積の合計が 1,000 平方メートル以下のもの

ア 日用品の販売業その他市長が指定する物品販売業の用に供する店舗

イ アに掲げる構築物の附帯施設

別表第 4 第 3 号中「, 展示施設, 展望施設および観覧施設」を「および展望施設」に改め、同表第 4 号を次のように改める。

(4) 次に掲げる構築物であつて、その床面積（イに掲げる構築物にあつては、客席の部分に限る。）の合計が 10,000 平方メートル以下のもの

ア 展示施設

イ 観覧施設

ウ アおよびイに掲げる構築物の附帯施設

別表第 4 に次の 3 号を加える。

(5) 旅館およびホテルならびにこれらの附帯施設

(6) 次に掲げる構築物であつて、その床面積の合計が 3,000 平方メートル未満のもの

ア 飲食店

イ 船舶用品の販売業その他市長が指定する物品販売業の用に供する店舗

ウ アおよびイに掲げる構築物の附帯施設

(7) 次に掲げる構築物であつて、その床面積の合計が 1,000 平方メートル以下のもの

ア 日用品の販売業その他市長が指定する物品販売業の用に供する店舗

イ アに掲げる構築物の附帯施設

別表第 5 第 2 号中「, 展示施設」および「, 観覧施設」を削り、同表中第 4 号を削り、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 次に掲げる構築物であつて、その床面積（イに掲げる構築物にあ

つては、客席の部分に限る。)の合計が10,000平方メートル以下のもの

ア 展示施設

イ 観覧施設

ウ アおよびイに掲げる構築物の附帯施設

別表第5に次の2号を加える。

(5) 次に掲げる構築物であつて、その床面積の合計が3,000平方メートル未満のもの

ア 飲食店

イ 船舶用品の販売業その他市長が指定する物品販売業の用に供する店舗

ウ アおよびイに掲げる構築物の附帯施設

(6) 次に掲げる構築物であつて、その床面積の合計が1,000平方メートル以下のもの

ア 日用品の販売業その他市長が指定する物品販売業の用に供する店舗

イ アに掲げる構築物の附帯施設

附 則

- 1 この条例は、平成24年11月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に建設または改築の工事中の建築物その他の構築物は、改正後の函館市が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の適用については、現に存する建築物その他の構築物とみなす。

( 提案理由 )

臨港地区内の分区における一定以上の床面積の卸売展示施設等の建設等を規制するため